

議案第 1 2 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する鳥取県水産試験船の試験航海において発生した事故に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 2 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を 1 0 割とし、県は、損害賠償金 9 6, 4 9 9 円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和元年 6 月 5 日

(2) 事故発生場所

境港市竹内団地地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部水産試験場所属の第一鳥取丸職員が、公務のため調査から帰港し、
入港接岸するための係船作業中、岸壁側に向かって投げた係船ロープが物揚場岸壁に

駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車のボンネットに衝突し、同車両が破損したものである。